

**第3期川崎市人権施策推進協議会  
答申～性的マイノリティの人々の人権に関して（抜粋）**

**○答申の構成**

- 1 はじめに
- 2 審議の経過
- 3 答申
- 4 おわりに

**○答申の概要**

**I 関連制度の創設等について**

**項目1** 「（仮称）川崎市パートナーシップ制度」を創設するべきである。（P7）

法律上、存在しないかのような扱いになっている性的マイノリティのカップルについて、川崎市としてその存在を受け止める制度を創設するべきである。公的に認証することは、性的マイノリティを理由とする差別の解消や啓発、また当事者等への支援にとって効果的である。なお、対象となるカップルや具体的な手法等は、他都市における制度導入状況を参考にした上で、制度の設計を行うことが望ましい。

**II 差別の禁止について**

**項目2** 性的マイノリティであることを本人の同意なく暴露する等の「アウトティング」に対する具体的対策を検討するべきである。（P8）

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」では、性的指向や性自認に関する不当な差別的取扱いを禁止している。条例の実効性を高めるためにも、性的マイノリティであることを本人の同意なく暴露することは、重大な人権侵害であるとの大前提に立ち、アウトティングに対する具体的な対策を検討する必要がある。同時に、カミングアウトを受けた際、アウトティングが発生しないよう、対応の考え方等を広く周知する必要がある。

### Ⅲ 当事者や家族へのサポートについて

- 項目3 思春期におけるセクシュアリティの問題は、学校でも行政でも、本人の自由を基盤として、権利保護の観点から長期的な視点でサポートすべきである。(P 9)

思春期は性の多様性に関する「揺らぎ」も生じる時期であることを踏まえ、画一的な対応をするのではなく、本人の自由を基盤として、長期的な視点をもってサポートする必要性を、関係者が改めて認識することが必要である。

- 項目4 トランスジェンダーの人々の権利保護に関しては、まず本人の性自認を重視し、具体的には個人の状況に対応する適切な措置が必要である。(P 10)

トランスジェンダーの人々は、それぞれの置かれている状況により、性別の変更を望んでいる人、望んでいるができない人、性別の変更を望んでいない人など様々であり、本人の性自認を重視した対応をする必要がある。

- 項目5 性的マイノリティの子を持つ親や家族が、適切な情報に容易にアクセスできるためのサポート施策が必要である。(P 11)

当事者と同様に、親や家族も悩んでいるケースが多い。親や家族が、求めている情報にアクセスしやすくなるよう、市がホームページで適切な情報へ誘導するなどのサポート施策を講じる必要がある。

- 項目6 性的マイノリティの人々に対する適切な資格を持つ人による相談窓口の開設・充実や、相談活動を行っている団体へのサポートをするべきである。(P 12)

川崎市ではすでに関連する相談窓口が開設されているが、NPO法人等、市の機関以外の相談窓口との更なる連携を図るとともに、団体間で情報を相互共有するなどのサポートを行うことが必要である。

## IV 啓発活動について

### (1) 市民・事業者への啓発について

項目7 性的マイノリティの人々の置かれている状況や性の多様性について、市民や関係各機関・事業所等への啓発活動をするべきである。方法としては、様々な媒体の活用をするべきである。(P13)

現在でも川崎市では性的マイノリティに関する啓発活動を実施しているが、性的マイノリティの人々の置かれている状況や性の多様性は多種多様であり、更なる理解促進が必要である。項目1における関連制度の創設や、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の施行等を契機に、より一層、啓発活動を充実・拡充する必要がある。関連情報の周知、発信及び啓発においては、ホームページはもちろんのこと、紙媒体等も含めた様々な媒体を活用し、多くの人に触れることができるようにするべきである。その際、内容の多言語化や音声化についても留意する必要がある。

項目8 市立図書館などに性的マイノリティに関わる図書を備えるべきである。(P14)

性的マイノリティに関する情報を得たい人が、様々な情報に容易にアクセスできるよう、市立図書館及び市立学校図書館などに関連する図書を積極的に備えるよう対応することが必要である。

### (2) 学校における取組について

項目9 子どもが権利の主体であることを尊重しつつ、学校において、教師などの子どもに関わる指導者や保護者及び子どもに対する性的マイノリティの人権保護に関する教育、啓発活動及び相談体制の整備を進めるべきである。(P15)

学校において、指導者や保護者、子どもに正しい情報が届くよう、教育、啓発活動に取り組むべきである。同時に、子どもたちが相談しやすいような環境の整備についても取り組むことが望ましい。全ての学校にスクールカウンセラーの常駐が必要である。

項目10 子どもが権利の主体であることを尊重しつつ、トランスジェンダーの子どもに関して、発達段階を考慮し適切に対応するには、学校において、校長をはじめ、教職員が理解を深めるべきである。(P16)

トランスジェンダーの子どもは、それぞれの置かれている状況や発達段階により、必要なサポートが様々である。それぞれの子どもに必要なサポートを適切に把握できるよう、教職員の研修などに取り組む必要がある。